

令和2年第9回稲城市教育委員会定例会

1 令和2年9月16日、午前10時から、中央文化センター集会室において、令和2年第9回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）
今泉 浩史
城所 正彦
澁谷 香織
杉本 真紀子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	大川 優
教育総務課長	町田 義信
学務課長	中島 英
指導課長	高橋 達也
生涯学習課長	奥谷 庸子
学校給食課長	山本 有美
図書館課長	佐藤 由美子

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎
教育総務課教育総務係 中島 由美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第34号議案
「令和2年度稲城市教育委員会職員の人事について」
- (5) 日程第5 第35号議案
「稲城市教育委員会会議規則及び稲城市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則」
- (6) 日程第6 報告事項

教 育 長 　ただ今から、令和2年第9回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

　前例に従いまして教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は今泉委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

- 教育総務課長
- 1 教育委員会後援名義について
 - 2 寄附について
 - 3 令和2年8月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
 - 4 学校開放事業について
 - 5 新型コロナウイルス感染症関係について

- 学務課長
- 1 令和2年度児童・生徒数、学級数（令和2年9月1日現在）について
 - 2 令和2年度公立小・中学校学級編制調査（独自調査）について
 - 3 毒劇物管理状況点検の実施について
 - 4 令和2年度第2回東京都市学事・保健・給食担当課長会について
 - 5 令和2年度第1回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について
 - 6 令和2年度通学路合同点検の実施について

- 指導課長
- 1 担当者事業について
 - 2 推進事業について
 - 3 研修事業について

4 教育センター関係について

生涯学習課長

- 1 社会教育活動の振興について
- 2 芸術文化活動の振興について
- 3 成人式関係について
- 4 文化財の保護と普及について
- 5 生涯学習推進事業について
- 6 学校施設コミュニティ開放事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況について
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 i プラザの主な主催事業の実施状況（7月・8月分）について
- 10 令和2年7月・8月生涯学習課利用統計について

学校給食課長

- 1 2学期学校給食開始について
- 2 令和2年度東京都市学事・保健・給食担当課長会について
- 3 学校給食共同調理場第一調理場の給食調理等業務委託契約について

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
- 3 分館主催行事について
- 4 夏期開館時間拡大について
- 5 城山体験学習館の主な事業について
- 6 地域との連携について
- 7 学校との連携について
- 8 図書館の利用状況(令和2年7月・8月)について

教育長

教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第34号議案「令和2年度稲城市教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

本案につきましては、人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長

ご異議なしと認めます。よって、第34号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※関係者以外の職員と傍聴者は退室する。

(これより第 34 号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第 34 号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩)

※退室した職員と傍聴者が入室する。

教育長 再開いたします。

これより、第 34 号議案「令和 2 年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第 34 号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第 5 第 35 号議案「稲城市教育委員会会議規則及び稲城市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、教育委員会傍聴者の利便性向上を目的に、教育委員会の傍聴に関する手続きを変更するため、稲城市教育委員会会議規則及び稲城市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する必要があるので、提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長 それでは、第 35 号議案「稲城市教育委員会会議規則及び稲城市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

議案関係資料 5 ページの新旧対照表のほうをご覧くださいませでしょうか。こちらのほうでご説明させていただきます。

右側が旧、左側が新、改定後となっております。

まず、稲城市教育委員会会議規則の一部改正でございますが、第 28 条の見出し、傍聴の承認を傍聴の方法というように改めております。

それから、第 28 条第 1 項、会議を傍聴しようとする者は教育長の承認を得なければならないというところを、傍聴券交付を受けなければならないということで、承認というところの手续を削除しております。こちら承認の手续につきましては、今現在承認を受けて傍聴をいただいているようにしておりますが、現在、傍聴人を承認しないということは、事例はありません。傍聴人規則の中で酒気帯びがあると認めているもの、それから会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者、プラカードだと

かそういったものに関しましてはできないということでございますが、そういうことがあった場合には今後も認めないということがございます。こちらのほう、基本的には承認をするということで、傍聴券の交付を受けなければならないというような改正をしております。

次に、稲城市教育委員会傍聴人規則の一部改正のほうでございます。こちらは第1条におきまして、傍聴をしようとする者が申込みをしなければならないのですが、申込用紙の提出場所が、今までは会議会場で申込みをしていただいておりますが、所定の場所において係員に提出しなければならないということで、教育総務課の6階の窓口を想定しております。そのような変更をしております。

続きまして、第2項でございますが、申込みがあった場合の対応ですが、こちらは先ほどの承認の関係で、これを申込みをした者に対しまして、ここで名簿に登録し、会議を開く前に教育長に提出し、承認を求めているという手続きを削除しているものでございます。

1枚資料戻っていただきまして、3ページをご覧ください。

具体的には、下のほうの枠のところでございます。傍聴手続の変更点、こちらについてご説明させていただきます。

右側の改正前をご覧ください。

①傍聴者でございますが、教育委員会開会前までに申込用紙を教育委員会会場にて提出いたします。その後、職員のほうが提出された申込用紙から名簿を作成し、会議開催前に教育長に提出いたします。そして、教育長の承認後、傍聴券を交付といったこと、それを受けて傍聴希望者が傍聴券の交付後、傍聴を開始するというような手続となっております。

改正後の手続でございますが、①傍聴希望者でございますが、6階の教育総務課事務室にて申込用紙を提出していただきます。そして6階の教育総務課職員が傍聴券を交付いたします。③にございますが、傍聴者は、傍聴券を教育委員会会場にて提示し傍聴を開始するというので、こちら受付を削除ということでございます。

説明は以上でございます。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

城所委員。

城所委員 今回の課長のご説明で、傍聴者の利便性の向上が図られたということがよく理解できたんですが。今回の改正で傍聴者は原則自由に教育委員会を傍聴できることになるわけですけど、他市ではどのような状況であるか、分かる範囲で教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 今回の規則改正に当たりまして、都内26市の状況調査いたしました。その中では、傍聴に関して受付時間を特に設けないと答えた市が18市ございました。また、受付時間の規定があると答えたのが8市ございまして、8市のうち5市については受付時間の終了後も傍聴ができるという運用をしてると聞いています。

一方、稲城市を含めた3市が受付時間終了後は傍聴できないという答えをしているというようにお聞きしております。

城所委員 はい、ありがとうございます。課長のお答えを聞いても傍聴者の利便性が図られているなということを感じました。

以上です。

教 育 長 ほかに。
今泉委員。

今泉委員 今回、改正ということになるんですけれども、この改正によつての課題とか負担とかの増とか、そういった点は何かございますか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 今回改正を行う上で想定した課題といたしましては、教育委員会の会議の途中で入退場が発生することが考えられるため、審議の進行上支障が生じるのではないかとという点と事務局職員の負担増というものがあるのではないかとという点を考えました。

1点目の途中入場の発生につきましては、途中入場になる場合は傍聴希望者に静かに入室するように受付をする時点で伝達いたしまして、遵守していただくこととしています。これまで教育委員会を傍聴していた方々を見ますと、傍聴をされている方は、皆さん遵守事項を守っていただいて、教育委員会を傍聴していただいておりますので、特に問題ないものと考えております。

また、仮に傍聴者がうるさくするなど行為があった場合につきましては、教育長が制止いたしまして、それでもなお是正されない場合には退場の措置を行うことができますので、こちらにつきましても問題ないものと考えております。

2点目の事務局職員の負担増でございますが、これまでは教育委員会の開会前に会議会場にて傍聴手続を行っていたものを、一括して市役所6階の教育総務課窓口において手続を行い、傍聴券を発行するという手続にす

ることで、会議会場での受付業務がなくなることによって会場での手続の負担は減るものと考えております。

なお、教育総務課で傍聴券を発行することにつきましては、市ホームページ等で事前に周知をするほか、会議会場におきましても会場の扉に受付は6階の教育総務課だということを貼り紙をするなど対応したいと考えております。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。負担が増えるかなと思ったんですけれども、そんなでもないかなということで安心しました。今までも傍聴人の方、入ってくる方、特に教科書採択のときは多かったと思うんですけれども、皆さん、騒ぎもせず見ていたのでよろしいかなと思います。

ただ、1点気になる点としては、一回入場して退場して、入退室の繰り返しというのも可能だということと、メールを打っていたりということも可能なようなので、その辺りも若干こちら側から見ると気になるかなという点はあるので、その点を今後の課題として考えておいていただければと思います。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 今のご意見につきましては、また研究してまいりたいと思います。

今泉委員 よろしく申し上げます。

教 育 長 ほかに。
澁谷委員。

澁谷委員 今、年度途中ですが、今、この時点で傍聴に関する規定を変更するということについて、説明をお願いできたらと思います。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 規則改正のタイミングでございますが、前回第8回の教育委員会定例会におきまして、教科書採択ということもあり、傍聴者が多く来場いたしました。その中で傍聴希望者が教育長の承認後に来られた方がいらっしゃいました。その際、現在の規定によりまして傍聴をお断りしたという事例がありました。これまでも市ホームページで傍聴を行う際の手続については、早めに来るようにというようなことで周知しておりましたが、今般、傍聴

者の傍聴機会を増やすことによって利便性の向上を図るといような改正を行いたいという趣旨で、今回、ご提案をしているところでございます。

手続の改正につきましては、傍聴者の不利になるような内容ではないこと、事務的にも即座に対応ができるということから、公布の日から施行といたしまして、次回の教育委員会から適用したいというふうに考えております。

教育長 澁谷委員。

澁谷委員 ありがとうございます。今回のこの時点での改正ということの必要性というのは分かりました。傍聴者の利便性向上ということですが、目的がそういうことですから、教育委員会の透明性の確保ということにもつながると思いますし、意義があるのではないかと感じます。今回の改正でますます教育委員会の審議内容が市民に周知されるということが重要ではないかと思っております。

以上意見です。

教育長 ありがとうございます。

ほかに。

杉本委員。

杉本委員 この教育委員会の傍聴の制度ですけれど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中にあります教育委員会の公開規定、これも踏まえてのものだというふうに私は理解してまいりました。この立場から、私は教育委員会の傍聴というものは、傍聴を希望する方にはしっかりとその機会を保障するべきものであるというような考えをずっと持ってきております。従いまして、私は傍聴というものは、より広く、より多くの方にその機会が開かれるべきだと、そのようにすることが望ましいのではないかと思っております。

本議案につきましては、前回の定例会での課題を踏まえて、事務局が迅速に対応してくださいましたことに、心から感謝を申し上げます。今回のこの改正を機に、さらに市民に開かれた教育委員会となるということにより、この教育委員会自体の活性化、質的向上ということも図られるものと考えております。意見ということで、お願いいたします。

教育長 よろしいですか。

ほかに。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第35号議案「稲城市教育委員会会議規則及び稲城市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって第35号議案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 報告事項です。本日の報告事項は2件です。

まず、報告事項1「平成31年度稲城市学校給食費決算報告書について」を学務課長より説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 それでは、報告事項1の平成31年度稲城市学校給食費決算報告書のほうをご覧くださいと思います。

稲城市では、学校給食費の収入を学務課、支出を学校給食課で行っておりますので、まずは学務課から収入につきましてご説明いたします。

決算報告書の収入をご覧ください。

調定額とは、本来収入に予定されていた額で、収入額は実際に納入された金額になります。そのため、調定額から収入額を引いた金額が未納額になり、調定額に対する収入額の割合が収入率となります。平成31年度における給食費の調定額は3億6,850万2,713円で収入額は3億6,798万9,638円、未納額は51万3,075円で収入率は99.87%となっております。

内訳ですが、まず給食費です。これは通常の児童生徒や学校の先生方が食べた給食の分となります。こちらは現年度と過年度に分かれており、現年度は平成31年度内の給食費です。また過年度は平成30年度、29年度の給食費で、それぞれの年度から繰り越した滞納分の給食費ということになります。金額はそれぞれ現年度の調定額が3億7,052万5,949円、収入額が3億7,021万3,225円、未納額が30万8,724円で過年度の調定額が88万5,259円、収入額が68万6,526円、未納額が19万8,733円です。

次に、繰越額です。これは平成30年度に余った給食費でございまして1,647万32円でございます。前年度の余りをそのまま繰り越しておりますので、未納はございません。

3番の補助金でございしますが、これは給食費調味料補助ということで、学校給食の運営の安定供給を期するために調味料補助というものを児童生徒数の一人当たりに掛けて4円ということで補助金の制度がございしますが、今年度につきましては前年度の残余金がありますために安定供給という観

点から投入する必要性がございませんでしたので、結局、支出はございませんでした。

続いて4の諸収入でございますが、この中の1の主食代は、各校のPTAの方々が学校や給食調理場で行った試食会にかかった給食費で9万3,840円となっております。2、非常勤教員等につきましては、通常の毎日給食を食べる先生方ではなく、決められた日に学校に来て講義をする非常勤教員の方やボランティアの方々の給食費となっております。金額は252万2,875円で、未納は5,618円でございますが、これは会計年度の締めの関係でタイムラグがあり現在は完納となっております。

最後に3、廃油売払ですが、これは給食調理に使用した油を業者に買い取ってもらうことで廃油の有効利用ということでございまして、得た収入として16万3,989円となっております。

次に、2、還付金について説明をいたします。

病欠や転出者のため、例年還付金が生じておりますが、31年度は一斉の臨時休校がございました関係上、2,198万2,185円の還付を行っております。

以上が、平成31年度の学校給食の収入に関する報告です。

続きまして、支出のほうは学校給食課長のほうからお願いいたします。

教 育 長 学校給食課長。

学校給食課長 支出の部分につきましては、学校給食課で支払いをしていますので、学校給食課で報告をさせていただきます。

支出の部分は全て食材料費となっております。食材料費の中が大きく四つに分かれておりまして、主食、牛乳、副食、こちらは調理場で調理をすおかずになります。と消費税の四つに分かれております。

主食のほうは米飯とパン・麺類に分かれておりまして、米飯は週4回程度行っておりますが合計で5,798万9,989円。パン・麺類が週1回程度になります2,689万6,389円での支出でございます。

2の牛乳のほうは、豆乳とありますのは乳アレルギーのある子供の牛乳の代替として豆乳を提供しておりますので、それも含めまして牛乳代としまして6,906万2,944円でございます。

3の副食のほうは、項目は六つに分かれておりまして肉魚類、肉は肉の加工品ですとか魚の加工品、かまぼこみたいなものを含めまして7,603万2,983円でございます。

2、豆腐類ですが、こちらは豆腐のほかがんもどきとか高野豆腐とかそういうのも含めまして、623万9,081円でございます。

3の野菜・果物類ですが、こちらは冷凍の野菜ですとか、果物の缶詰とか、タケノコの水煮みみたいなもの全部含めまして6,571万3,753円でございます。

4、加工食品等ですが、こちらはシューマイ・卵焼き・春巻きほか、ムロアジのメンチカツとかコロッケとかそういうのも含めまして275万2,125円でございます。

5の副食材料でございますが、麺・卵・海藻類等調味料なども含めまして2,468万9,367円でございます。

デザート類は牛乳の代わりに時々出します乳飲料ですとかジュース類とかデザート材料を全部含めまして724万958円でございます。

消費税が2,608万3,023円でございます。

全ての支出総額併せまして3億6,423万612円となっております。

学校給食課からは以上でございます。

教 育 長 学務課長。

学務課長 最後に、続きまして、先ほどございました収入総額3億6,798万9,638円から支出、今学校給食課長の説明ありました3億6,423万622円を差引きで375万9,026円というのが平成31年度の残高となりました。これにつきましては、コロナ禍の登校日が7月末に増えたりとあって、そういった実態もございましたので、食材費として計上させていただくということで対応を図ります。

なお、この決算報告につきましては、学校給食共同調理場運営委員会にて説明をし、監査の方に6月25日に相違ありませんということで監査報告の承認をいただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 以上で報告事項の1、「平成31年度稲城市学校給食費決算報告書について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。
今泉委員。

今泉委員 学務課長、収入のところの補助金について、もう一度ご説明いただいておりますか。

教 育 長 学務課長。

学務課長 補助金については調味料補助ということで、学校給食の安定供給のための補助制度がございます。令和2年度からは公会計になってございますけれども、私会計である給食費を保護者の皆様から頂いて、食材を買っていますが、その安定供給を行うためのものがございます。金額は、児童生徒一人当たり4円というものがございます。今年度については、平成31年度についてはご報告させていただいたとおり年度当初で繰越金が一千六百数

万円ございまして、こちらのほうの費用が潤沢にあったことから、安定供給という観点からこちらの補助は必要ないだろうという判断をして、結果、調味料補助は活用する必要がなかったものです。

教育長 補助はどこから。

学務課長 稲城市立学校給食用調味料補助金交付要綱に基づく補助金です。

教育長 今泉委員。

今泉委員 そうすると、調味料は買っていたとしても補助は特にもらわないでいいよという認識でよろしいですか。今、教育長のほうから、どこから出てくるのとあったので、市からということで、よくよく見ればお財布は一緒かなと思うのですよ。国からとかというのであれば、せっかくなので頂いたほうがよろしいのかなということで質問をしたのですが、そういった認識でよろしいですか。

教育長 学務課長。

学務課長 市からということで、国からの補助ということではございません。市の一般財源でございます。

教育長 今泉委員。

今泉委員 その前段のところで、調味料は購入したけれども、補助は市からはもらわないという認識でよろしいでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 調味料補助という名称にはなっておりますけども、この補助につきましては私会計の給食を安定供給させるために市から補助をするものでございまして、そのための制度でございます。今年度は、残余金の関係で、その補助を受ける必要がありませんでしたので、補助については市の一般財源でございますが、それについては活用しなかったということでございます。

教育長 今泉委員。

今泉委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

教育長 ほかに。
澁谷委員。

澁谷委員 今回の件ですが、今年度は賄えたから市に請求しなかったということですが、今後は、やはり賄えなくなったらそれを請求するというので考えてよろしいですか。

教育長 学務課長。

学務課長 令和2年度より給食費会計につきましては公会計に移行しており、補助金として支出する必要がなくなったものです。現時点では、保護者に負担を求めることにつながるため不足することは想定しておりません。

教育長 澁谷委員。

澁谷委員 分かりました。ありがとうございました。

教育長 ほかに。
杉本委員。

杉本委員 ご説明を聞き落としているところがありましたらすみません。今年度の1の収入の部分です。安定供給が図られるのにはお金が不足していなかったということですが、それは1の収入の2、繰越額というのがこの平成31年度については、前年度から1,647万円という繰越しがあったということも大きかったのではないかとこのように理解しております。

平成31年度の一番下の差額残高ですけれど、375万9,026円ということですから、これが平成31年度の2の繰越額に当たるということになるのでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 例年、私費会計からでありますと、繰越額という形になる想定でございます。今年度につきましては、私費会計継続というよりは公会計化になりましたので、私費会計の残高といたしましては先ほど申し上げたような適切な処理という形の対応が必要となります。

教育長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。公会計になることによって、このところが変わるのかどうか私もよくその辺ちょっとまだ分からないんですけども。ただ、保護者等から徴収する給食費に加えて、この差額残高ということが関わって次年度収入ということで使える金額になるということによろしいですか。

教育長 学務課長。

学務課長 記載の残額につきましては、公会計と同時並行で私会計の残余金という形で、令和2年度の現在の児童生徒のための食材費として使い切ることでしております。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。本来的には、その年度の中で給食費として保護者等から徴収したものは食材ということで、その金額ぴったりに消化するというのが本来的な使い方ではないかというふうに思いますけれども、先ほどからのご説明で、その繰越しというものがあることによって、また安定的な供給というのも図られてきたという経緯もあったということは理解をいたしました。ここで、そのように制度も切り替わるということで、使い切るという方針だということも理解できましたので、このとおりに頑張っていたきたいと思います。

意見です。

教育長 ほかに。

(なしの声あり)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、報告事項2「稲城市立小中学校タブレット端末等の買入れについて」を指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長 それでは、報告事項2「稲城市立小中学校タブレット端末等の買入れについて」という資料をご覧ください。

稲城市立小中学校タブレット端末等の買入れにつきまして、稲城市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和31年稲城市教育委員会規則第11号)第3条に基づき、こちら下記に示してございますとおり令和2年8月28日に定例会に上程いたしましたことから、報告をさせていただ

きます。

概要につきましては、本件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を決める必要があるところをございました。緊急を要し、当該契約の仮契約日から令和2年第3回稲城市議会定例会、以下「定例会」と呼ばせていただきますが、それまでの間において時間的余裕がなかったため、稲城市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、令和2年8月28日付で定例会に上程をさせていただいたものでございます。

内容につきましては、裏面をご覧ください。

稲城市立小中学校タブレット端末の買入れにつきましては、まず、1、買入れの目的、こちらのGIGAスクール構想をこれまでも何度かご報告をさせていただいておりますが、こちらの実現に向けてタブレット端末を買い入れるためでございます。

2、種類及び数量でございますが、タブレット端末が8,305台、キーボード6,549台、端末保護ケース8,305個でございます。

買入れの金額につきましては、4億1,631万2,160円でございます。

買入れ先の相手方としましては、そちら書いてございますが名称、株式会社NTTドコモ多摩支店でございます。

また、議案概要説明書のほうには同様のこれまでの経緯につきましても載せさせていただいているところがございます。

その裏面、関係資料でございますが4ページ、こちらには見積りを取った際の詳細が載っております。見積り結果というところをご覧くださいますと、見積金額が3億7,846万5,600円となっておりますが、こちらは消費税抜きの額でございます。契約金額先ほどの申し上げたとおり4億1,631万2,160円は消費税を含む金額となっております。

以上です。説明を終わりにさせていただきます。

教育長 以上で報告事項の2「稲城市立小中学校タブレット端末等の買入れについて」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。
城所委員。

城所委員 ちょっと納期限を心配しました。これだけの台数の注文にあつて、来年3月31日が納期限ということなんですけど。他市の競合もいろいろあるのかと思うので、その辺を含めて今後の納入計画をちょっと教えていただきたいのですが。

教育長 指導課長。

指導課長 今後の納期の計画につきましては、まず小学校6年生、中学校3年生の

台数、そして教職員のタブレットにつきましてはできるだけ早くということで、この9月、そして10月の頭までを想定しております。残りの台数につきましては年内を目標としておりますので12月中に納入できるように業者と調整を行っているところでございます。

以上です。

教育長 城所委員。

城所委員 ということは、多少のタイムラグでの納期になろうかと思えます。各学校でのタブレットをスタートさせる時期がある程度公平性を保たなければいけないのかなと思うのですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 タブレット端末を平等にスタートさせるという視点でございますが、今年度、新型コロナウイルス感染拡大により学校教育が途中休業等を行った関係もあり、今年度内に指導すべき学習内容の中で、特に小学校6年生、中学校3年生においては、学びの保障という視点からも、できるだけ早くこのタブレットについても導入すべきであろうと考えました。そして業者のほうにも、できるだけ台数確保で先行導入できないかということ調整してきた結果、この9月から10月の頭ということで小学校6年生、中学校3年生に対しては導入できる方向性がついたところでございます。それ以外の学年の児童生徒につきましては、同スタートで同一の学習機会を設けられるよう、教員との研修も含めて今後進めていく予定でございます。

以上です。

教育長 城所委員。

城所委員 非常に速やかな対応をしていただいているなというところで安心しました。また、公平性も保たれているのだなというのも安心しました。よろしくお願いいたします。

教育長 ほかに。
杉本委員。

杉本委員 3ページの契約経過のところに詳しいご説明があるんですけども、特命随意契約になったという経緯をもう少し詳しく教えていただけますか。

教育長 指導課長。

指導課長　今回の契約でございますが、プロポーザル方式を選択させていただきました。それにつきましてはタブレット端末の機器だけではなく、保守運用等の契約、そしてサポーターと呼ばれる支援員の契約も含めて業者のほうから提案をしていただきました。それを基に、こちらのほうで業者を選定する方式を取らせていただきましたので、そういった点で特命随意契約をさせていただいたところでございます。

以上です。

教育長　杉本委員。

杉本委員　分かりました。これだけの大事業ですし、今ご説明くださったように単に機材だけではなくて、そういった保守等も含めてということになりますと、事務局のほうでも大変な細かな仕様書等の構想もあったことと思います。その中で単に金額だけではないということで、理想の業者を選ばれた結果というふうに理解いたしました。今後、今回のこの導入がより生かされるように、引き続きよろしくお願いたします。意見ということで結構です。

教育長　ほかに。
今泉委員。

今泉委員　先ほど小学校6年生、中学校3年生は9月下旬から10月上旬ぐらいにはハードの用意ができるということですが、その後、このハードを生かして授業に活用するというんですかね、自宅での勉強に活用する、そのタイミングというのはいつぐらいを予定しているのでしょうか。恐らく教える先生もできるように、あと先ほどあったサポーターというんですか、運用の部分の人からの指導というか、そういったのもあるかと思うのですが。実際に活用していくのがいつぐらいになるのか教えてください。

教育長　指導課長。

指導課長　今後の活用の計画につきましては、まず先ほどご説明しました小学校6年生、中学校3年生のタブレット端末の導入の時期がこの9月末から10月の頭ということですので、それに合わせて教職員への使い方の研修を先行して計画をしているところでございます。ですから、なかなか具体的な日程について、まだ確定しているところがないものもありますので、できる限り早い段階で教員への研修を設定し、校内での指導に関する伝達研修も含め行います。その上で子供たちへの指導が万全にできるような体制を採

ってまいりたいと考えております。

また、家庭での活用につきましても、現段階で計画の方を立てているところではございますが、その内容につきましてはタブレット活用推進委員会というところで協議をしているところでございますので、その報告をもってまた各学校には周知してまいりたいと思っております。

以上です。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 集合研修等が難しい中ではありますけれども、10月には用意できるということで、特に小学校6年生、中学校3年生への教育の機会が少なくなっている部分なので、可能な限りできる限り早くやっていただきますようお願いしたいと思います。意見です。

教 育 長 ほかに。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午前11時39分閉会)